

障精発 0326 第 2 号
令和 8 年 3 月 26 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正につ
いて

民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号）において、民法（明治二十九年法律第八十九号）が一部改正されたこと等に伴い、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（令和 5 年 11 月 27 日付け障発 1127 第 6 号）を別添のとおり一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日からの適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。